

## 令和5年度 健康保険委員功労者表彰伝達式を開催いたしました

協会けんぽでは、健康保険事業の推進のためにご尽力いただいている健康保険委員の長年の活動や功績等に対して感謝の意を表すため、「健康保険委員表彰」を開催しております。令和5年度は以下の皆様を表彰いたしました。受賞された皆様おめでとうございます！今後益々のご活躍を祈念いたします。

## 【全国健康保険協会 理事長表彰（順不同）】

- 宮沢 幸恵 様（西肥自動車 株式会社）
- 谷川 順一 様（社会福祉法人 五島会）

## 【全国健康保険協会 長崎支部長表彰（順不同）】

- 小林 浩幸 様（株式会社 大洋食品）
- 深澤 美保 様（重松工業 株式会社）
- 野中 守 様（公益社団法人 長崎県食品衛生協会）
- 神之浦 真理 様（社会福祉法人 秀峯会 特別養護老人ホームこえばる）
- 二宮 真理 様（株式会社 長崎かなえ）
- 鶴田 恵理 様（大栄開発 株式会社）
- 梶原 敏浩 様（西部環境調査 株式会社）
- 鳥羽 幸子 様（株式会社 東洋トラスト特機）
- 中村 佳織 様（公益社団法人 長崎県看護協会 在宅支援事業部）



↑表彰式ご出席の受賞された皆様と協会けんぽ長崎支部長及び社会保険委員会会長

## 令和5年度 健康経営セミナーを開催いたしました

協会けんぽ長崎支部では、経営者が従業員の健康を会社の財産ととらえ、従業員の健康づくりに積極的に取り組む「健康経営」を推進しております。

令和5年12月13日(水)に、コロナ禍以降4年ぶりに健康経営セミナーを開催いたしました。企業の経営者や健康経営担当者など、146名と多くの方々にご参加いただき、誠にありがとうございました。

当日は、「健康経営」の推進にご活用いただける、具体的で実践的な内容を各講師の方にご講演いただきました。参加者からは、「健診を行うだけでなく、そこから読み解く事の大切さを改めて考えた。」「企業リスクの観点から健康経営の必要性がより理解できた。」「SDGsの視点からも健康経営が果たす役割が大きいことを理解した。」といったご意見をいただくなど、盛況のうちに終了いたしました。

次回も皆様のご参加、心よりお待ちしております！



↑セミナーの様子です。皆さん、熱心にメモを取りながら聴講されていました。

## 「健康経営」とは？

従業員の健康を重要な経営資源ととらえ、企業の成長のために、従業員の健康づくりに企業が積極的・戦略的に取り組む経営スタイルのことです。

※「健康経営®」はNPO法人健康経営研究会の登録商標です。

## 「健康経営」のメリット

生産性の向上

リスク  
マネジメント企業の  
イメージアップ

# 協会けんぽの生活習慣病予防健診ご存じですか？

令和6年3月末頃に、35歳から74歳の被保険者様がいらっしゃる事業所様に、『生活習慣病予防健診のご案内(パンフレット)』をお送りいたします。申し込みは**健診機関への予約のみ**でとても簡単です。



## 生活習慣病予防健診のメリット3選！

### 1.「定期健康診断」 として利用できる！

労働安全衛生法で**事業主様に義務付けられている定期健康診断の検査項目**が含まれています。

### 2.健診費用の約7割を 協会けんぽが補助！

約19,000円の健診が  
自己負担額 **最高5,282円**で受けられます。

令和5年度から約2,000円  
軽減されました

### 3.「がん検診」も セット！

国が定める**5種類のがん(肺・胃・大腸・子宮・乳房)**検診も同時に受診できます。  
※子宮頸がん、乳がん検診は、別途自己負担が必要です。

## 付加健診の対象年齢が拡大します！

協会けんぽでは、更なる保健事業の充実を図り、疾病の早期発見等を目的として、令和6年度より**付加健診(腹部エコーの検査等詳細な健診)**の対象年齢を拡大いたします。

(従来) 対象年齢

40歳、50歳



対象年齢

40歳、**45歳**、50歳、**55歳**、60歳、65歳、**70歳**

(費用) 最高 **2,689円**

令和5年度から約2,000円軽減されました

## ジェネリック医薬品に関するお知らせをお送りいたします

～ジェネリック医薬品への切り替えをご検討ください～

協会けんぽでは、加入者の皆様のお薬代の負担軽減を図るため、先発医薬品からジェネリック医薬品に切り替えた場合、お薬代の負担額が軽くなる見込みの方に、お知らせをお送りしています。

### 送付時期

令和6年1月頃に送付予定

※加入者(被保険者)の方の住所へ直接送付いたします

### 送付対象者

全国健康保険協会(協会けんぽ)の加入者で下記要件に当てはまる方

- ・主に生活習慣病や慢性疾患などの先発医薬品を長期間服用されている方
- ・お薬代の自己負担軽減額が一定額以上見込まれる方

## ジェネリック医薬品とはどのようなお薬？

- ・効き目や安全性が先発医薬品と同等と厚生労働省から認められたお薬です。
- ・先発医薬品の有効成分を利用して開発しているため、先発医薬品よりも3～5割程度安くなる場合があります。
- ・服用しやすいお薬へ製造の工夫が図られているものもあります。



現在一部のジェネリック医薬品におきまして、供給不足や欠品が生じており、切り替えを希望されても難しい場合があります。切り替えを希望される方は、医療機関や薬局とよくご相談ください。

